

令和 7 年

第 8 回

富里市農業委員会議事録

令和 7 年 8 月 7 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第8回）

日 時 令和7年8月7日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

6 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

1 番	欠 員	2 番	田 口 榮 一
3 番	秋 元 和 子	4 番	森 田 孝 子
5 番	伊 井 義 則	6 番	塩 澤 英 一
7 番	津 田 博 明	8 番	相 川 克 義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和7年第8回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後1時28分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

田口 榮一 君、津田 博明 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は田口です。

概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は規模縮小です。申請地の位置は、高根病院から南東へ約400メートルに位置します。主な作物は植木です。通作距離は徒歩で約1分です。申請地の状況は適切に管理されています。農機具は一式完備しており、申請農地は効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1と関連がありますので、一括議題とします。

採決は、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を分割して行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は森田です。

概要は議案書のとおりです。申請地については、当初の申請者が令和2年8月27日付けで農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可を受けております。計画変更の理由ですが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、自身が所属する融資元の会社の経営難が続き、事業を完了することができなくなったため事業継承を行うことにしたとのことです。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1に関連していますので御報告いたします。申請地の位置は、インターナショナルリゾートホテルの先にあるコンビニエンスストアを左折し約2キロメートルに位置しています。第1種農地ですが、事業継承に伴う計画であり、農地法施行規則第33条第4項の規定により、第1種農地においても例外的に認め得るとされております。農業振興地域除外関係に

つきましては、平成21年6月8日付けで除外となっております。現況は更地で、境界は確定しており、市道に接続しているため進入路は確保されています。転用の用途は事務所兼専用住宅で、概要は鉄骨造り2階建て1棟で、建築面積124.86平方メートルを予定しています。選定理由は、会社の業務上、2か所ある事業所の中間地点で効率が良いとのことでした。資金計画については、事業費は業者の見積もり及び融資証明が添付されており、事業総額を上回る事を確認しました。仮囲いなどの安全対策を行い、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。排水計画は、雨水は浸透貯留槽、雑排水は合併浄化槽、流末の確保は蒸発拡散装置を設置します。日照、通風等による支障はありません。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

議長 長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第3号

議長 長 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員。

秋元委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は秋元です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里インターチェンジから南へ約600メートルに位置し、農地種別は第2種農地で違反等はありません。転用事由としては、特定建築条件付売買予定地で14棟の分譲が目的となります。土地選定としては、富里市内で交通の便が良い宅地造成用地を探していたところ、市街化区域内では必要な土地面積の確保ができず、市街化調整区域ではあるが、希望していた規模の面積が確保できる土地であるためとのことでした。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、資金計画については、すべて自己資金で事業総額を上回る残高証明の添付にて確認をしました。隣接地の農地地権者への説明は了解を得ており、工事期間中については仮囲いなどの安全対策を行い、土砂の流出、粉じん等の防止に努めます。排水計画は、雨水は浸透貯留槽、雑排水は合併浄化槽を設置します。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年7月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の5ページから6ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号

議長 日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、御説明します。

次第の7ページに1件ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第 2 号

議 長 日程第 7 報告第 2 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

報告第 2 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について、御説明します。

次第の 8 ページから 9 ページに 2 件ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第 2 号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 1 時45分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員